

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

栗原福也

はしがき

「ボダンがラテン語で執筆した著作『歴史の方法』⁽¹⁾は、あたかもそのことのゆえに彼の他の著書ほど普及しなかつた。しかしながら、既にそこにはすべてのものが発見される。著者をして極めて高い地位を占めさせるに充分である本書を通じて彼の思想の本質が現われている。十九世紀に独自の運命を擔うに至る一學科、すなわち歴史哲學は、そこにおいていわばことごとくが創始されているのである。思想へのなんと偉大な地平をこの発見は、拓いたことであろうか。それはいかに強調しても過ぎることのない卓抜な功績である。そこにおいて、ボダンはモンテーニュ、ボッシュエ、パスカル、モンテスキュー、ヴォルテール、ギゾー、ルナン及びテーヌの眞の先驅者である。」これは、最近におけるボダン研究の盛行に重要な役割を果たしたと言われる『アンジュー州誌—ジャン・ボダン生誕四百年記念特集號』に碩學アベル・ルフラン教授が寄せた文章の一節である。⁽²⁾六一四頁の晦澁なラテン文體が本書への好奇心にとつて殆んど克服し難い障害となつているのを知る教授は、いさゝかの遲滯もなくあまりにも無視されているこの傑作が翻譯

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

されることを従憑し、且つこの要求するところ多い勸告を正當化するため力を竭して本書に對する關心を惹起した。

十年後に上梓された『國家論』(Les six livres de la république. Paris, 1576)の名聲に壓倒されて看過されたが、ちであつたにもかゝらず、一五六六年の初版より一六五〇年までに十三のラテン語版刊行をみた後、十七世紀後半以降一部の學者や教養階級を除いては全く忘却される運命をもつたボダン最初の勞作『歴史の方法』が、ボダンの思想解明上本書の有する極めて高い意義と重要性を今や明白に意識するに至つた研究者の注目を浴び、初めて精密な學問的考察と分析の對象となされたのは一九三一年であつた。すなわち、同年B・レイノルズは『歴史の方法』と『國家論』に現われたボダンの政治思想特にフランス君主制をめぐる兩著の所説の差異と矛盾に着目し、その比較検討を通じて彼の政治思想の實體に迫らんと企てた。⁽³⁾ 續いてG・モロー||レーベルは『國家論』で完成された比較公法學の独自の方法と體系が『歴史の方法』における所論とその後十年間の政治的體驗や思索生活の中から確立されてゆく過程を詳細に究明し、更に比較文學史家J・L・ブラウンは好著『ジャン・ボダンの『歴史の方法』——批判的研究』を發表した。⁽⁴⁾ このようにして、かつてアベル・ルフランが緊急の課題として要請した本書翻譯の機は熟し、メナール及びレイノルズによる佛譯・英譯の刊行が相次いで實現された。⁽⁵⁾

従來、ボダン研究者の主要關心は『國家論』にあり、『歴史の方法』はその下書と見做され、従つて彼の著作系列において二義的地位しか與えられず、その結果、本書の研究は多く主著『國家論』の理解を深化するためのいわば二次的關心のもとに行われ、しかも法學的・政治學的思考の領域から逸脱する思想は研究者の問題意識に入ることなく、不用物として排除されたのである。『國家論』への過度な隷屬的地位から解放し、また政治學的・法學的偏向を克服し、初

めて『歴史の方法』をそれ自體として内在的考察の對象としたのはブラウン、メナールであり、とりわけ後者によつて豊かな内面的理解とその思想體系全般に互る統一的ボダン像把握に至る廣い展望への軌道が敷設されたのである。⁽¹⁾さて、本稿におけるわたくしの意圖は、特定の問題視點や價值的觀點にかゝらせて『歴史の方法』における理論や思想を採り出し、それらを整理し再構成することではなく、むしろ、そのような問題の所在を探り、それへのアプローチの仕方を工夫する前提作業として、『歴史の方法』の構成とその内容をできる限り忠實に理解し、そこに示された制作動機や志向を吟味して、著者の構想が那邊に存するかを検討しようとするにある。

- (1) 詳しくは『歴史を平易に理解する方法』Bodinus, J.: *Methodus ad facilem historiarum cognitionem*, Paris 1566, in 4°. apud Martinum Juvenem Parisiis. ロンドンは略して『歴史の方法』とせよ。
- (2) *La Province d'Anjou, novembre-décembre 1929, IVe Centenaire Jean Bodin*, p. 412.
- (3) Reynolds, B.: *Proponents of limited monarchy in sixteenth Century France*: Francis Holman and Jean Bodin, New York 1913.
- (4) Moreau-Reibel, J.: *Jean Bodin et le droit public comparé dans ses rapports avec la philosophie de l'histoire*, Paris 1933.
- (5) Brown, J. L.: *The Methodus ad facilem historiarum Cognitionem, A critical study*, Washington 1939.
- (6) Bodin, J.: *La méthode de l'histoire*, traduit par P. Mesnard, Alger et Paris 1941; *Method for the easy comprehension of history*, translated by B. Reynolds, New York 1945. なおメナールは『ボダン哲学著作集』第一巻として『歴史の方法』に他の二小篇を加え、原典に佛譯を添えて出版した。Oeuvres philosophiques de Jean Bodin, éditées et présentées par Pierre Mesnard, dans le Corpus général des philosophes français. Tome I; Introduction, Le Dis-

cours au sénat et au peuple de Toulouse, Le Tableau du droit universel, La Methode de l'histoire, Notices, textes et traductions, in 4°. XXXVII—p. 477, 1952.

(一) Mesnard, P.: Introduction à la Méthode de l'histoire de Jean Bodin, dans Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance, Travaux & Documents Tome XII, Genève 1950, p. 318 à 323. メナールはこのすぐれた小論において『歴史の方法』に對する自らの見解を披瀝している。彼によれば、ボダンが人類の記憶が數世紀以來蓄積した「事實の寶庫」である歴史を基として、神學・ロイヤリズム・法學を總合し、神・自然・人間の歴史を探索し、人間の價値を中心とする宇宙の科學 une science de l'univers を建設せんとしたのによつた。そして「方法」とは人を認識に導きうる方法の義であるから『歴史の方法』はボダンの思想體系において、あたかもデカルトの體系において『方法談』が果たしたと同様の役割を果していると考え、從つてボダンの中心的本質的著作と規定する。そしてその後の諸著が示すように、ボダンは本書において生涯を通じて遂行すべき課題を提示し、その課題を實現すべき方法と精神を探索したのであつたと理解する。

補註 近時の動向として『歴史の方法』成立期に至るボダンの思想形成及び行狀換言すれば青年期ボダンの人間像を再構成しようとする努力が、忍耐強き史料探索とそれに基づく周到な假説の設定によつて行われている。その家系及び出生に關して Pasquier, E.: La famille de Jean Bodin, dans Revue d'histoire de l'Église de France, Tome XIX, 1933; Levron, J.: La famille de Jean Bodin, Anger 1951.) 又その彼の宗教思想解明の鍵として一五五二年におけるシネーロの歴史をめぐり「問題の鍵」(Naef, H.: La jeunesse de Jean Bodin ou les conversions oubliées, dans Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance, Tome VIII, 1946, p. 137 à 155; Levron, J. Jean Bodin, Sieur de Saint-Amand ou Jean Bodin, originaire de Saint-Amand, du même, Tome X, 1948, p. 69 à 76; Droz, E.: Le Carme Jean Bodin, Hérétique, du même Tome X, p. 77 à 94.) 及び「ターナーズ大學時代の彼の思想・學問動向」(Mesnard, P.: Jean Bodin à Toulouse, dans Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance Tome XII, 1950, p. 31 à 59; Un rival heu-

reaux de Cujas et de Jean Bodin : Etienne Forcadel, ZSRG. R. A. Bd. 67 S. 440—458; La place de Cujas dans la querelle de l'humanisme juridique, dans Rev. d'hist. du droit fr. et étranger, 1950; Moreau-Reibel, op. cit., chapitre 1er.) が研究の中心をなしている。一五五九年にボダンが青少年に對する人文主義的教育を目的とする學寮の創設を説いた『講演』「哲學著作集」第一卷七頁—三〇頁(原典)・三三頁—六五頁(佛譯)所收)はルネサンス的人間教養の理想と教化の手段を高唱している點で、又『歴史の方法』に示された普通法の立場にまだまだ到達せず、ビュテ、アルチアを熱烈に讚美するエマニスト的ローマ法學者としての立場を示す點で、そして何よりもトウールーズ時代の彼の思想を直接示す唯一の資料として極めて興味深く且つ貴重なものである。

—

『歴史の方法』は奉呈狀、序文、本文(第一章—第九章)、文獻案内(第十章)より成る。「序文」末尾に著者自ら記した本書のプランは次の如くである。「……われわれは、まず、歴史を大別し、定義を與え(Quid historia sit, et quotuplex, cap. 1)′ ついで讀書の順序を指示するだろう(De ordine historiarum, cap. 2)°。その後、歴史における人間の行爲を、類似した諸事例に分類して記憶の助けにするだろう(De locis historiarum recte instituendis, cap. 3)°。それから、個々の歴史家達を比較選擇するだろう(De historicorum delectu, cap. 4)°。そして、歴史書の正しい評價についで論述するだろう(De recto historiarum iudicio, cap. 5)°。それに續いて、すべての歴史が第一に取り扱う、諸國家の統治形態に關して述べるだろう(De statu Rerumpublicarum, cap. 6)°。更に、四王國及び黄金時代の説を主張する人々を論駁するであろう(Confutatio eorum, qui 4. monarchias et aurea secula statuunt,

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

cap. 7)。⁷⁾ これらの事がらを説明してから、歴史の始原をいつに求め、また、いかなる時點から辿るべきかを知りうるように、諸年代記の不確實で錯雜した繼起關係を明瞭にするだろう (De temporis universi ratione, cap. 8)。

また、民族の孤立的起源の主張者の誤謬を反駁するだろう (Qua ratione populorum origines haberi possint, ac iudicari, cap. 9)。⁹⁾ 最後に、史家の順序と分類を目錄にして、彼らが書いた主題、彼らが生きた時代をはつきり理解できるようなのであらう (De historicorum ordine et collectione, cap. 10)。¹⁰⁾ (括弧内のラテン語は筆者の挿入したもので、各章の表題を示す。)

Chambre des Enquêtes の長官ジャン・テッシエ (Jean Tessier) に獻げられた冒頭の「奉呈狀」において、ボダン は本書執筆の動機・意圖・精神を頗る明瞭に説明する。すなわち、一五六〇—一年頃、前後十年間にわたるトゥールーズの學究生活を棄て、首都パリに上り、パリ最高法院出仕の辯護士となつたボダンは、勤務の餘暇のすべてを法學研究に捧げ、國家への感謝の念を表わさんと決意したが、「その頃、著述にはすべてで三種類——第一に、主題を見つけて材料を蒐集し、第二に、素材を正しい順序に排列して形式を整え、最後に、先人の誤謬を訂正する——あることに氣づき、」そして「多數の創意豊かな著述家は常に存したが、發見の成果を巧みに・組織だてて表現した者は極めて少數であることを知つて驚いた」のであつた。他の學問は別として、たとえばローマ法には無數の註釋書があるけれども、諸處に分散している材料を手ぎわよくまとめたものはいない。そして、「もろもろの學藝は個別にはなく普遍にかゝるが、ローマ法の註釋者は一特殊國家の法たるローマ法のみを研究している」と攻撃して次のように述べる。「短期間のうちに絶えず改變を蒙つたローマの諸法から普遍法の諸原理を確立しようと試みる不條理は暫らく措く」

として、問題なのは「彼らがローマ法をもつて事足りりとして、他のいかなる民族の法も参照しなかつた」ことである。「もし彼等がプラトンを讀んだなら、彼にとつて、法律を制定し國家を統治する唯一の方法は、賢人に託して、あらゆる國家のあらゆる法を蒐集し・それらを比較してそこから最善の形態を抽出することであつたと知るであろう。この仕事に私は自己の全研究と全思索を捧げた。」

以上の引用から、われわれは、一、ボダンが既にローマ法萬能の立場を超克して普遍法 (ius universum) なる独自の構想に到達したこと、二、普遍法なる概念は、當時のローマ法註釋學者の方法的無自覺に對する痛烈な批判を媒介とした旺盛なる方法的反省の精神を基盤として成立したことを察知することができる。しからは普遍法とはいかなるものであるうか。ボダンは續いて、以前發表した『普遍法要綱』⁽¹⁾ においてとつた若干の方法上の手續の一つとして、「あらゆる史料から、かつて軍事や文明によつて名聲を博した諸民族の法を集めた」と述べ、ローマ人と並んでペルシャ人・ギリシャ人・エジプト人の法にも考察を加えるために法學者・歴史家の典據を利用し、更にヘブライの法典、スペイン・イギリス・イタリア・ドイツ・フランスの如き近代諸國家の法を廣く検討したことを告げる。つまり「法學者や歴史家の陳述によつて論證されたこれらすべての材料は、一ローマ民族のみの典據に基づく場合に較べてわれわれの學問をより輝かしく・より莊嚴にするのである。」他方、彼は法學研究の理想として、「單に法の實際と理論のみならず、最も豊富な知識と哲學的教養を有し、人間の意志によつて左右されず・永遠の法に基づく・正義の性格を理解し、衡平の規準を巧みに決定し、法の源泉を究極的原理から導き出し……」と記している。これらの敘述のうちに示された普遍法の概念は、一方において、永遠の正義という法それ自體の理念を、他方において、古代及び近代の

諸民族の法の總體を意味するものと解せられ、いわば哲學的・歴史的二重規定を與えられていると考えてよいであろう。⁽²⁾ 普遍法のかゝる概念構造のゆえに、素材を集め、比較する彼の方法は、歴史的内容を取得して一層有効な、且つ一層豊かな思想になりえたのである。

「奉呈狀」最後の段落は、以上に述べられたのと同一の内容を異なる觀點から、すなわち歴史研究により即した立場から説明したものである。「歴史から、われわれは、處々に分散している・古代諸民族の法を——それらを本書で總合するために——蒐集することができ、實際、普遍法の最良の部分は歴史の中に隠されている。法を正しく判斷するために頗る重大且つ重要な知識——諸民俗の習俗、諸國民の始原・發展形態・變革・衰滅——がそこから得られる。國家の統治形態に關して得られる知識が歴史の最大の報酬であるから、以上の事ながら本書の主要論題である。」

「第六章」は、外觀上、「奉呈狀」に最も近い結合關係を有するように見える。すなわち前引した「奉呈狀」結尾の趣旨を更に敷衍した次の文章によつて導入せられる。「歴史は、その大部分が、國家及び國家内に生じる變革をとり扱うのであるから、歴史の理解に到達するために、われわれは諸國家の起源・發展形態・没落を簡單に説明せねばならない。なるほど、他の知識は、魂の本性を知る上に極めて價值あり、各自の道德的形成に對しても眞に重要であると思われなければならない。市邦の起源・その擴大・繁榮・衰亡に關する諸歴史家の記述から集めた知識は、個人のみならず、あらゆる人々に非常に必要であつて、アリストテレスも、人間社會を建設し維持するのに、國家統治の學問に精通するのが何よりも効果的だと考えたのであつた。それにもかゝらず、この事に關して、偉大なる人々の見解は種々雑多であつて、古代より現在まで、最善の國家はいかなるものであるかを解明した者が存しないのは注目すべきことで

ある。「この故に、哲學者や歴史家の國家に關する論議を研究し、われらの祖先の國家とわれら自身のそれとを比較するのが有益であると思う。すべてが正しく記述されたなら、諸國家の普遍史 *universa Rerum publicarum historia* はより簡明に了解されるであろう。われわれはそこから、君主制において、また同じく民主制や貴族制においていかなる法が必要であるかを容易に知ることができるといふ利益をひき出すであろう。」

かくて國家について記述し考察した哲學者・歴史家——プラトン、アリストテレス、ポリュビオス、デオニシオス、ディオ・カシウス、タキトゥス、マキアヴェルリ、モーアらが縦横に引用され、分析され、批判される。まず、市民（國民）・市邦（國家）・主權・裁判官の如き國家を構成する基本的要素に關するアリストテレスの概念を吟味・批判・修正して自己の定義を與える。彼が始めてその重要性を發見し、政治思想への最大の寄與をなした「主權」概念は、既に本書で論じられているがこの主權の不可分性を根據としていわゆる混合政體の概念を否定し、アテナイ、ローマ、ヴェニスの統治が普通考えられているように混合政體では斷じてないことを歴史的に實證する。また主權とその所有者の數を指標として君主制・貴族制・民主制に三分し、その得失を歴史的に論ずる。君主制に關する敘述のうち、われわれは、祖國フランスの君主制に對するボダンの見解と理想を讀みとることができる。本章の後半には國家内に生じる諸種の變革が極めて體系的に詳述され、續いて變革と數的調和の關係が、最後に最善の政體——君主政體——についての省察がとり扱われる。

ボダンは極めて嚴密な概念規定より出發し、整然たる體系と精確なる理論をもつて議論を展開し、最後に博引傍證を盡くした歴史的實證によつて檢證する。換言すれば、素材（法）を比較し、そこから經驗的に最善の政體を歸納す

ると言うよりも、むしろ論理性と體系性を誇る觀念的思惟方法による先驗的な論理構成を歴史的事實の援用によつて裏づけ強化しているように思われる。そして、君主制が最善の政體であることを證明する究極的根據は自然・動物界への對比や數の調和(調和比例)に求められるのである。「哲學は、もし歴史によつて活力を補給しなければ理論の只中にあつて息絶える」のである。

「第六章」の主題が「奉呈狀」に直接つながること、そして十年後の『國家論』における内容と相覆うこと、且つ分量においても本書の約五分の二を占めることなどはたしかに注目すべき事實で、本章の重要性を證するに充分であろう。それならば『歴史の方法』は「第六章」を中心として構成された『國家論』の下書であつて、他の章は要するに「第六章」における主題の展開を準備し敷延する從屬的・補足的部分に過ぎないであろうか。すなわち『歴史の方法』を「奉呈狀」と「第六章」のみに還元して本書を單なる政治哲學の書と片づけてよいであろうか。

今一度「奉呈狀」を注意深く回想するならば、そこでは、ただ普遍法について述べられていたことが分るのであろう。しかるに、普遍法なる語は「奉呈狀」以外の場所には全く見られず、いわんや普遍法自體がそれとして考察されることはない。この事情から、わたくしは、「奉呈狀」において著者は普遍法それ自體を問題としたのではなく、著者の意圖を、すなわち本書において彼が追求しようとした何ものかを、普遍法の名において提示し、それを普遍法の觀點から説明したのではなかつたであろうかと考える。それ故われわれも又メナールに従つて、「第六章は本書のうちの特別の一章としてではなく、先行する五章並びに後續の三章と同様に、「奉呈狀」に示された一般的目的實現の意圖のもとに、全體の構成に組み入れて理解されねばならない³⁾」と考えるのである。

- (1) 『普通法要綱』 *Juris universi distributio* は一五七八年恐らくは初めて出版されたのであるが (cf. *Oeuvres philosophiques de Jean Bodin. Tome I. p. 69*) 『歴史の方法』のこの箇所すなわち、以前に發表した『普通法要綱』において云々の記述によつてそれが一五六六年以前に執筆されたことが分る。「哲學著作集」第一卷七一頁—八〇頁 (原典)、八三頁—九七頁 (佛譯) 所收の同『要綱』によつて、われわれはボダンの言う普通法の實體を知ることが出来る。
- (2) Baudrillart, H.: *Jean Bodin et son temps*. Paris 1853, p. 146 参照。
- (3) Mesnard, P.: *Introduction à la Méthode de l'Histoire*, dans *Bibliothèque d'Humanisme et Renaissance*, p. 319.

二

「奉呈狀」に續く「序文」においてボダンは、歴史に對する一般的觀念を告白する。

「歴史は人生の教師」と適切にも呼ばれたが、「この呼稱は……人間の全生活が歴史の神聖な法則に従つて形作らるべきことを意味する。哲學は、たとえ善惡の兩極が示されたにしても、もしもあらゆる言葉・行爲・計畫が遠い過去の物語と關連づけて考慮されないならば、死物と化すであろう。歴史から現在の事件が容易に説明されるのみならず、將來の出來事もまた推測され、何を求め何を避くべきかについての信賴すべき格律を得ることが出来る。それ故今日まで、多數の歴史家のうちで、われらが祖先の有名な歴史を、相互にまた古代人の行爲の物語と比較して對照した者がたゞの一人もいなかったことは驚くべきことである。しかしながら、もし人類の全行爲が集められ、多數の實例が適當な所を得て整理されるならば、このことは簡單に實現されるであろう。」

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

そして史書の最大の利益は、人を徳に導き悪より遠ざけ、更に人がいかなる代價を支拂つても求むべき事から、すなわち何が卑しく何が尊いか、いかなる法が望ましくいかなる國家が最善であるか、最後に、最も幸福な人生は何であるかを教えることである。

かゝる無限の利益に加えて、歴史は他の學問と異なり、やさしく且つたのしく理解される。平易、すなわち歴史の理解にいかなる専門的熟練も必要としない理由は、歴史が他の全知識の最上位にあるからである。それはいかなる補助手段も——文字さえも——必要としない。

さらに、歴史を通じて繪畫の如く眼前に繰り展げられるわれらが祖先の諸行爲について想いをめぐらすこと程たのしいことがあるか。そのたのしさは時に精神と肉體の病を癒すほどであつた。

こゝに窺われる彼の教訓的・實用的歴史觀は古代の影響の色濃い・典型的なルネサンス的特徴を示している。彼はやゝ陳ぶで、コンヴェンショナルな觀念の表白に満足している。

ボダンがここで歴史と呼んだものの、その利益・平易・娛樂を稱揚した「歴史」とは書かれたる歴史、すなわち歴史書に他ならない。しかるに「第一章」に至るや、彼の歴史の内包概念は極度に擴大され、認識の全領域を包含する。すなわち、歴史は人間史・自然史・聖史に分類される。社會の只中で生を營む人間の諸行爲を敘述する人間史は、蓋然性をその特徴とし、卑しさと氣高さを識別する慎慮の美德を養う故に「人生の裁判官」と呼ばれ、自然の中に隠されている諸原因を明らかにする自然史は、必然性をその特質とし、眞偽を判別する故に「全事物の啓示者」と呼ばれ、全能の神と不滅の靈の業と力を記録する聖史は神聖であつて、敬虔と不敬を見分ける信仰を與える「惡の

破壊者」とされる。三つの美德が一緒になつて人間の最高究極の善たる眞の叡知を創造する。ついでボダンが自然史・聖史は暫らく措き、主として人間の歴史を本書でとり扱う理由を説き、轉じて、すべての歴史に普遍と個別の二種あることを論じる。

なお、自然史とくに聖史がその本性上不變であるに反し、人間史は不確實で混亂しており、變化をその本質とする。「人間の歴史は、大抵人間の意志——それは絶えず動搖し、客觀性をもたぬ——から流出する。否、むしろ一日毎にわれわれは新しい法、新しい慣習、新しい制度、新しい流儀に遭遇する。」

「第二章」では讀史の順序・具體的方法を説く。歴史を讀む際は簡単な一般的説明からより詳細な敘述へと進み、又古代より年代を追つて近代に及ぶべきである。傳記は行動への指針となるから有益である。歴史に密接な關係をもつ宇宙誌と地理は歴史の全體的理解に不可缺である。これらの讀書の際も普遍より個別へ、すなわち宇宙誌より各地方の地理書・地誌へと移るべきである。これらの讀書から得られた多量の知識は、ノートし整序されねばならない。その原理を決定し、その方法を極めて具體的に指示するのが次章の主題である。

歴史は過去の人間行爲を敘述するが、「人間の行爲は多様で、又無秩序であり、そして歴史はかゝる行爲を頗る多く傳えるから、もし人間の諸行爲並びに諸事件が特定の型に分類されなければ、明らかに、史書を理解しその教訓を長く記憶にとどめることはできない。」従つて、「そこから、われわれの行いを導くべき多數の實例を、あたかも金庫からとり出す如く、ひき出すことのできるように、記憶すべき事からの類似例を秩序正しく整理せねばならない」のである。かくて、アリストテレスに依據しつゝ、最も低級な・自己保存のための・生活手段の獲得から最高次の瞑想に

至るまでのもろ／＼の人間の行爲について省察をめぐらし、人間の主要活動は共同社會の防衛・維持に集中され、それは一、自己管理、二、家族管理、三、國家管理に分れると説く。こゝで、第三の國家の管理すなわち國家統治は、命令・助言・執行の三機能に分割されるが、統治の全責任は主権者にあつて主権は統一不可分性を有すると論及される。さて、これらの綱目は記憶の便及び實踐の指針に資するために更に更に多數の個別的事項や徳目に従つて整序され、トされねばならない。その手續が極めて微細に述べられる。

すべての史書を信するならば時に虚偽を眞實と誤信して國家統治に重大な失敗を招き、反對にあらゆる史書を信じないならそこから利益を齎らすことはできない。従つてわれわれは短い人生にあまりに多數の史書に壓倒されぬように讀むべき史家を選定する必要がある。しかし、用心深い歴史の讀者は「その歴史家の性格・才能を明瞭に理解するまではその作品に對する感想を保留するであらう。」それ故「歴史家を選ぶに當つて——それは各自がめい／＼になさねばならない——、わたくしとしては、自分の判断（選擇）を發表するのではなく、一般に承認されるであらう幾つかの妥當な基準と原理を提出するにとどめたい」と述べて、「第四章」においては教養・才能・實際的經驗、わけても國事に參與した經驗、専門的知識・技術などの基準・原則から、古今にわたる史家の批判と比較を行う。その際、諸文物と諸制度を、とりわけ國家を考察の中心に置いた歴史家が、また特に異邦人であるが故にその特性と對比を一層鋭く把握してローマの歴史と政體を敘述したギリシヤ人史家・ディオニュシオス、ポリュビオス、プルートアルコス、ディオオンらが賞讃される。

歴史の無限の多様性、従つて歴史家達の不一致と矛盾に一定の方向を與える座標軸を設定するために風土論を展開

するのが「第五章」である。周知のように風土論は『國家論』で更に精密化され、モンテスキューによつて繼承されて有名になつた。彼によれば「正しい基準によつて多くの歴史書の眞實性を檢證し、個々の事件に正確な判断を下すことができるように、あらゆる民族、少くともわれわれのよく知つてゐる民族の性格に關して、若干の一般化をしなければならぬ。」しかるに、諸民族の種々な法・宗教・犠牲の奉獻・公開のきよう宴・制度などは無限に多様であり、しかも自然的進化や王の意志によつて變容を受けるから、「人間の諸制度からではなく、自然から——なぜなら自然は不變であり、大なる力か長い訓練かによらねば決して變容せず、しかも、たとえ變つたにしても、時至れば本來の性格に逆戻りするから——ひき出された特徴を求め」なければならぬ。

彼は赤道から北極に至るまでの地域を九〇度に分割する。(南半球は殆んど關心の對象に入らない。)零度—一五度と一五度—七五度の地帯は人が住まない。一五度—七五度の地域は南部・中部・北部に三分され、氣候の影響によつて、その住民は各々體軀・容貌・體質・氣質・性格を異にする。北部・南部・東部・西部の諸民族の相違が比較され、その民族的特質が詳細に分析されるが、特に中部地帯(西ヨーロッパ)の住民の優秀性が強調される。このような地理的位置と並んで地勢の特殊性(山地・平地・海岸・沼澤地・風向・乾濕など)の分析が行はれる。

長期にわたる訓練や教育は民族の慣習や思想を變化させうるが、民族性は安定性を有するから絶えず繼續しないと原狀にかえることを指摘したのち、プトレマイオス及びその支持者カルダーヌスの天文學説を反駁する。

「第七章」はダニエル書に暗示され、初期の教父に容認され、後世の註解者、特にドイツの歴史家・プロテスタントによつて強く主張された四王國(アッシリヤ・ペルシャ・マケドニヤ・ローマ—神聖ローマ帝國—)の説に疑問を

提出する。初めに、ドイツ人の神聖ローマ帝國が版圖・國力などあらゆる點でローマ帝國の繼承者にふさわしくないこと、次いで四王國の圖式自體が誤謬であることを論證する。この反駁は中世的神學・世界觀やその主張者達に對する攻撃と自己主張であり、こゝで、ドイツ人史家、特にメランヒトンに向けられた激しい polemick は、中央ヨーロッパに廣大な支配領域を建設せんとするドイツ人の主張に對するフランス人の國民主義的心情を如實に反映している。本章後半は人類が黄金より銀・青銅・鐵を経て粘土の時代に墮落し、善に隠し惡に大膽になると言う憶説に對する反證を示し、進んで、キリスト教あるいは幾多の發明・發見・技術・産業の發達を根據として、古代に對する現代の優越を高らかに主張する。そこにみられる人類の進歩の觀念は、この世紀の末にラ・ボプリニエール (Histoire des Histoires, 1599) によつて再び力強く表明され、周知の如くコンドルセによつて「人間精神の進歩」と言う極めて豊穰な啓蒙主義の理念に到達せしめられたのである。しかしながら、ボダン自身は進歩の觀念を定式化したのではなく、いわんや人類の未來の進歩を斷言したのではなく、循環を認めて結論している。自然は、いかなる時代にも盡きることのない無限の知識の寶を有し、又「ある自然の永遠な法によつて、變化の道程は循環して經過する——そして徳には罪、知には無知、名譽には恥辱、光には暗が従う——から、人類が常に墮落すると考える者は誤謬に陥つてゐるのである。」

年代記無しに歴史を理解しようとするのは案内者無しに迷路から逃れ出ようとするに等しい。「第八章」では、諸民族間にある多數の漠然たる曆日と紀年の不一致を調整し、時間的繼起關係を明瞭にしようとする試みが企てられる。これは諸民族を比較するためにも、全體の中に編入するためにも極めて重要なのである。

彼は普遍的紀年の體系作製に當つて、「最初に、それなしではこの考察も無駄になつてしまふところの、時間の始原を、權威によつてよりも——權威は理性によつて導かれんと欲する人々にとつては無價値である——必要な論議によつて、設定しよう」と述べ、彼が「あらゆる著作家の全著作・全學說の先頭に置くモーゼ書」に依據して創造の問題を論じ、その存在を立證する。世界の起源を確定した彼は、それに續く古代諸民族興亡の年代を舊約と古代人著作家の記述との連關一致によつて説明しようと苦心している。

たとえば、「ある者は、富や祖先の偉業によつて貴族になつた場合、自己を他の人々とときり離し、彼らとの親戚關係を否認しようとする。」「第九章」においてボダンは、舊約に基づいて、個人と同じく諸民族間にも存在するこのような傾向すなわち近代的國民主義的理論を排撃し、諸民族の連帶性と世界の一體性を強調する。モーゼによれば、全人類は同じ血統であり、同一家系の絆に結ばれている。「人類の善意と友情を發展し維持するに、血族であると確信すること程有効なことをわたくしは知らない。」かくて、ボダンは最古の民カルデア人より現在にいたる諸民族の起源と系譜を辿るが、證明に際してよるべき三つの方法——一、信頼性ある記述史料、二、言語の系譜、三、地域の位置や特性——をあげ特に言語系統の研究によつて諸民族の連關性を合理的に説明しようとしている。

最後の文獻案内は第二章で述べられた讀史の順序すなわち普遍史より個別史（各國史）への順に排列されている。われわれは、この歴史書の目録からボダンの讀んだ史書の範圍と實質を知るとともに、十六世紀後半の歴史學あるいは歴史的知識に関する頗る重要なドキュメントを見ることができるのである。

三

上述したところにおいて、われわれは『歴史の方法』をその内面的構造にたち入りつゝ概観し、その内容を検討してきたが、それらの結果に基づいて、つぎに若干の問題点と思われるものを指摘したいと思う。

まず最初にわれわれが注意せねばならぬことは、本書が首尾一貫して歴史を考察の主題としてしていることであろう。このことは極めて自明のことのように思われるが、従来本書が必ずしもそのようなものとして正當な評價を與えられなかつた事情に照らして、今一度確認する必要があるであろう。

ついで注目されることは、たとえば「第二章」において讀史の順序を指示し、その際得られたノート、すなわち歴史的事實をいかに分類し整理すべきかの方法を「第三章」で微細な技術的問題に至るまで論及している如く、そして又何よりも本書の題名が示す如く、本書の意圖が歴史を讀んでやさしく理解できるように方法を説明しようとしたことにあること、換言すれば讀者に歴史への親切な手引書を與えようとする非常に實際的な目的を志向していることであろう。もとより、本書の基調を形作るこのような實際主義的特徴は、前に述べた如く歴史の最大の利益は政治——國家統治——への有用性にあると考ふる著者のあの實用的教訓的歴史觀に基づくこととは想像に難くないが、同時に十六世紀後半に至つてドイツ及びなかんずくイタリヤにおいて著しい發達を遂げた歴史研究——法制史研究並びに國家興亡の原因探求——の數多い成果に對する案内書を提供しようとする意圖にもよるであらう。⁽¹⁾ トゥールーズを去つた後パリで従事した實務的體驗が彼に實際的感覚を與えたことはボダン研究者のひとつく指摘するところであ

る。⁽²⁾ かつて彼が作成した『普通法要綱』の趣旨も又、ローマ法を越えて體系的組織的な普通法を樹立するにあると同時に、疑いもなく、法學研究の初心者に法學の本質と大綱を説明した最も簡單で要を得た參考書を與えようとする實際的配慮に發したのであつた。⁽³⁾

しかしながらわれわれは更にもう一步深く立ち入つて彼の歴史觀を吟味しなければならない。彼は人間の諸行爲について省察をめぐらし、それらを分類して次のように述べる。人間が「一番最初に從事するのは狩獵・牧畜・農業・建築・體育・醫術の如く自己の生命を守り、病氣と攻撃から逃れることに結びついた技術である。第二は商業・操舵・機械の取り扱い、第三は防衛、快的な生活、とりわけ富を擴大し・入手したものを立派に消費するところの獲得の技術である。」⁽⁴⁾ ボダンはこちらもく／＼の人間活動及びその成果、今日われわれが文明と呼ぶ諸事物すなわち宗教・公私諸制度・風俗・教育・哲學・地理等々から更に今日經濟史と呼ばれる價格・課税などの廣汎な領域に關心を向けたのであつた。⁽⁵⁾ 従つてリヴィウス、サツルスティウスよりも、ローマ人の國制を敘述したポリュビオス、アツピアノスやローマ人の日常生活・風俗を描寫したデュオニシオス、タキトゥスをより高く評價したことは「第四章」で特に明瞭に窺われる。ポリュビオスやギチアルディニの讀書から、彼は制度的關心と並んで、國家を歴史的思惟の中心に据え國家の隆盛と衰亡の諸原因を制度との有機的連關性において把握しようとする志向をもつに至つた。諸國家の統治形態を論じた「第六章」が本書の中心を占めて質量ともに斷然重きをなしているのは、それが『國家論』ドラフトであつたと言ふ事情及び前述した彼の實用的教訓的歴史觀に由來すると同時に、否それ以上にこのような歴史觀の本質に基づく必然的歸結なのである。そして彼の直視した國家は、もはやポリュビオスの體驗した古代國家ではなく、

あたかも中世的世界と封建社會の束縛を脱して自己を解放しつゝあつた近代國家、なかんずく市民戰爭と國權をめぐる鬭争とに充たされて危機にあるフランス國家の現實であつた。

もちろんかゝる傾向はポダン獨自のものではない。マキアヴェルリ、ギチアルデイニらもポリュビオスを範とした。⁽⁶⁾

かゝる傾向は漸次發達した文獻批判・碑銘學・年代學などの補助科學とあいまつてシゴニオ、パンヴィニオの如き優秀な古代研究家を輩出せしめ、たとえばシゴニオは「多くの帝國について、かくも微小な端初からその繁榮と諸變遷を辿ることは精神の慰樂である」と述べたのであつた。しかしながら彼らを越えて歴史家の視野は更に擴大する。ポードゥアンは純粹な法學研究から法を普遍史にまで擴張する必要を宣云するに至つた自己の心情を披瀝した。彼はユマニスト的法學者が最近開かれた東洋・北方・南方・アメリカ大陸の諸民族の歴史に對する巨大な視野に眼を閉ちて、専らローマ法のみ研究に満足しているのを攻撃し、又ヨーロッパ世界を轉換せしめた諸民族の起源と運動を認識しなければヨーロッパ諸國家とりわけ祖國フランスの起源を知ることとはできないと考へた。つまり彼は國家形態の研究が法（もはやローマ法に限定されない）の解明のための最良の方法であると確信した。その時間的繼起性と空間的相互關連性の両面から捉えた普遍史の概念はポダンの普遍史・普遍法の概念に最も影響したであろうと言われている。⁽⁷⁾

思うにポダンが『歴史の研究』で一貫して追究した主題は歴史であり、しかも普遍史——諸國家の普遍史（*univ-rsa Rerum publicarum historia*）——であつた。すなわちそれは歴史を個性化的認識の深化の方向へではなく一般法的志向において把握せんとしたものであつたと言つてよいであらう。

彼は絶えざる變化と混亂を本質とする人間史の中に民族性という不變的要素を設定し、ヒポクラテス、ポリュビオ

ス、ガレアノス、とりわけアリストテレスらの説を繼承し展開してかゝる民族性が自然的條件によつて影響されるとなす一種の地理論的決定論によつて普遍史の空間的な場を（第五章）、創造以來の諸民族の隆替起伏を一貫した年代記の發展體系に編入することによつてその時間的な場を（第八章）措定し、このような時空的限定によつて構成された普遍史の舞臺において演ぜられる國家の起源・興隆・衰滅の變遷を、そして又國家内において生じる諸變革の原因とその態様及び法則を追求した（第六章）のであつた。換言すれば、彼が嚴密な法律學的手段と比較史的方法を用いて遂行したのは、かゝる諸國家の統治形態とその變革の比較研究によつて、普遍史的觀點から歴史と社會のダイナミクを解明し認識することに他ならなかつた。

『國家論』におけるボダンは、國權の絶對性を「熱病におのゝく時代を治療するために無制限な全權を保持する醫者を與えたい」というその時代の最も深刻な欲求であると感じ、そして彼の「思想のかなり廣汎な作用は、なるほど近代國家及びその國家の精神的な本質性の理念を生み出すのを助けはしたが、その直接の意圖は一の治癒手段としての君主主義的絶對主義を基礎づけることを目指していたのである。」⁽⁸⁾すなわち彼の直面した宗教戦争と政治的分裂というフランス國家の危機の現實こそ彼の政治的思惟の過程において内面化し、克服すべき對象であつたであらうことは何よりも『國家論』序文のあのパセティックな調子が雄辯に物語つてゐる。『歴史の方法』においても、當時既に開始されしかもいよ／＼その深刻さを露呈しつゝある危機の増大に對する陰うつな豫感に覆われたフランス社會の將來を洞察し、混亂の歸すを見究めようとするひそやかなる動機はもとより存したであらうが、不安定な歴史的世界の現實は彼にとつて克服すべき對象としてよりも、普遍史的構想においてそのダイナミクを把握すべき認識の對象とし

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

て存したのであつた。⁽⁹⁾「奉呈狀」を含めて『歴史の方法』全體の敘述を特徴づけているものは實踐的意圖であるよりはむしろ學問的志向、すなわち彼が人間生活の最高價値を具現すると考えた觀想 (contemplatio) の精神である。

彼は神學・法學・自然哲學及び人文主義的教養のすべてを傾注して普遍史の體系の科學的認識に努力したが、それは明らかにルネサンスのあくなき自由探求と批判の精神、これを裏づける強力な合理的思惟——もちろん多くの中世的迷信的要素がまだ残存しているが——によるものであり、又普遍史の構想にふさわしい、新大陸・東方・バルチック沿岸諸民族などの外的世界に對する急激な視野の擴大によるものであり、最後に、中世的な歴史敘述や歴史意識を脱したルネサンスの歴史學に對する充分に自覺された意識——歴史學の方法や目的に對する反省によるものであつた。⁽¹¹⁾

(1) Moreau-Reibel, Op. cit., p. 41.

(2) ボダンの思想形成に關してモロー・レーベル及びメナールのほど一致した結論を次に記せば、一五四五／六年—一五四九年の第一バリ時代は、形而上學的宗教的關心が強く現われ、神學・スコラ哲學ついでギリシヤ語を修め、Lecteurs royaux の一人であるテュルネープによつて古典への熱愛を鼓吹された文獻學的、ユマニスムの時代、一五五〇／一年—一五六〇／一年のトゥ・ルーズ時代は、信仰上の内面的苦惱と闘つたジュネープ時代を含む前半は主として法律學研究に専念し、後半にはローマ法の研究と講義活動を通じて漸次興味を深めていつた歴史研究が彼の科學精神を強め、同時に信仰の激情と不安動搖に慰安を與えた法學的、ユマニスムの時代であり、一五六一年—一五八〇年頃の第二バリ時代は、トゥールーズ時代の思索と讀書と交友と歴史研究の豊かな成果にバリの辯護士生活から得た實際的精神が加えられ、大いなる創造性と精神の均衡に到達し『歴史の方法』「奉呈狀」に表示されている如く今や従來のローマ法萬能主義と註釋學から完全に訣別し、普遍法の探求とその方法的立場の確立を成就した時代すなわち完全なるユマニスム (モロー・レーベル) 乃至ユマニスム・リテレー

- ン(メナール)の時代である。注田サキウとはこの時代に至り、彼は政治的には傳統的且つ開明的君主主義の、宗教的には寛容なカリカニズムの立場を明らかに示したことを示す。(cf. Mesnard, op. cit., p. 54 à 59 et p. 322; Oeuvres philosophiques, Tome 1, X à XIV; Moreau-Reibel, op. cit., p. 8 à 33.)
- (3) Oeuvres philosophiques, Tome 1, p. 69 à 70. 及び『普羅汝政綱』の註(P. 71 à 72a) 参照。
- (4) Oeuvres philosophiques, Tome 1, p. 120a; Reynolds' transl. p. 30.
- (5) Sée, H.: Philosophie de l'histoire de Jean Bodin dans Revue historique, Tome 175, 1935, p. 499. 彼の關心が經濟現象にまで及んでいたことは本書出版の二年後發表された「物價騰貴を論じたマンニョット La réponse aux paradoxes de Monsieur de Malestroict, 1568 が最もよく證明する。
- (6) Thompson, J. W.: A History of historical writing, New York 1950, vol 1, p. 491 and p. 496.
- (7) Moreau-Reibel, op. cit., p. 36 à 41.
- (8) Meinecke, F.: Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte, 2 Aufl. S. 72 菊盛英夫譯『近世史に於ける國家理性の理念』(上卷) 東京昭和二十三年一一八頁参照。
- (9) これに反し、マイネッケは『國家論』におけるボダンがフランス國家の個體的狀況の鋭い個性的認識に到達したことを彼の國家理性的思惟の構造を明らかにすることによつて證している。すなわちボダンは「國家理論的思惟が最善の國家如何と云ふ問題によつてはばられていた束縛をすでにゆるめて」おり「國家の個體的狀況いかんといういつそうさし迫つた且つさうさう豊穡な問題の前に、先の問題(最善の國家いかんの問題)は結局これをひびこめてしまつたのであつた。」Meinecke, op. cit., S. 74 同譯一二三頁参照。

(10) Häuser, H.: La modernité du XVIIe siècle, Paris 1930, p. 50 ff.

(11) B. ロオチキ 羽仁五郎譯『歴史の理論と歴史』(岩波文庫)二六一頁—二六二頁参照。

ジャン・ボダンの『歴史の方法』

——一九五三・八・廿五——